チャイルドシート借受書

借受人は、下記規約の各条項を了承し借り受けます。

借受期間：平成　　　年　　　月　　　日　～　平成　　　年　　　月　　　日までの間

借 受 品：チャイルドシート本体及び取扱説明書、付属品一式

そ の 他：外形的に損傷等はないことを確認しました。

平成　　　年　　　月　　　日

借受人　住所

　　　　氏名

　　　　TEL

貸出人　住所　田子町大字田子字天神堂平８１

　　　　氏名　三戸地区交通安全協会田子支部

　　　　TEL　０１７９－２０－７１１３

【チャイルドシート借受規約】

１　チャイルドシートは、「取扱説明書」及び「使用上の注意事項」を読んで、正しく座席に取り付けること。特に、助手席にエアバックの装備されている車両にあっては、その取り付け方法を必ず確認すること。また、取り付けに当たっては、あらかじめシートベルトの機能を確認し説明書に従って正しく取り付けること。

２　借受人において、借り受けたチャイルドシート本体及び「取扱説明書」、「付属品（固定用金具等）」等の保管管理を適切に行うこと。

３　借受人は、借受品を第三者に譲渡、質入れ、転貸等をしてはならない。また、改造等を行ってはならない。

４　借受人が、借り受けたチャイルドシートを使用目的に従って使用中に、交通事故その他の理由によりチャイルドシートが故障した場合の補修や弁償の義務はない。

５　貸出人は、借受人等がチャイルドシート使用中に、当該チャイルドシート等によって何らかの損害、傷害等を負っても賠償責任を負わない。

６　チャイルドシートの借受期間が終了したときは、汚れを落として「取扱説明書」、「付属品」とともに返却すること。取扱説明書の紛失、本体及び付属品を破損、紛失した場などには、その旨を申告すること。

７　何らかの理由で返却が遅れる場合は、返却予定日の前日までに貸出人（安協田子支部）に連絡すること。